

## 河合町告示第33号

「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による区域指定等に係る建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率等の指定見直し案について、その関係図書を河合町まちづくり推進部まちづくり推進課において告示日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月12日

河合町長 清原和人

容積率等の指定見直しに係る区域：河合町大字佐味田の一部